

基発第 0401041 号
平成 20 年 4 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労災就学援護費の支給について」及び「労災就労保育援護制度の新設等について」の一部改正について

労災就学援護費及び労災就労保育援護費の支給については、昭和 45 年 10 月 27 日付け基発第 774 号「労災就学援護費の支給について」及び昭和 54 年 4 月 4 日付け基発第 160 号「労災就労保育援護制度の新設等について」により取り扱われてきたところであるが、今般、これらの関係通達の一部を下記のとおり改正し、平成 20 年 4 月 1 日から適用することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、下記Ⅱの 1 (2) 及び (5) については、平成 18 年 4 月 1 日に遡って適用するものとする。

記

I 改正内容

1 改正事項

- (1) 労災就学援護費の支給対象に通信制大学を加え、その支給額を月額 30,000 円としたこと。
- (2) 労災就学援護費及び労災就労保育援護費の支給開始月を、「支給の申請が行われた月」から「支給すべき事由が生じた月」に変更したこと。
- (3) その他所要の改正を行ったこと。

2 経過措置

1 の (2) について、平成 20 年 3 月 31 日以前に労災就学援護費又は労災就労保育援護費を支給すべき事由が生じた者に係る支給開始月については、なお従前のとおりとするものとする。

Ⅱ 関係通達の一部改正

1 「労災就学援護費の支給について」（昭和45年10月27日付け基発第774号）の一部を次のように改正する。

- (1) 2 支給対象の(4)イ中「幼稚園及び」の下に「大学以外の」を加える。
- (2) 3 支給額の(4)中「医学又は歯学」を「医学、歯学又は薬学」に改める。
- (3) 4 支給期間の(2)中「援護費の支給の申請が行われた月」を「援護費を支給すべき事由が生じた月」に改める。
- (4) 4 支給期間の(3)を次のように改める。
 - (3) 要綱5の(1)イの「労災就学援護費を支給すべき事由が生じた月」とは、要綱3の(1)イ～ホに掲げる者に該当するに至った日の属する月（その者が受けるべき遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金に係る年金給付基礎日額が、同日において16,000円を超えており、同日後16,000円以下となつた場合にあっては、当該16,000円以下となつた日の属する月）とする。
- (5) 4 支給期間の(4)ホ(イ)及び(ロ)中「医学又は歯学」を「医学、歯学又は薬学」に改める。
- (6) 要綱3 支給対象者の(1)イ中「幼稚園及び」の下に「大学以外の」を加え、「及び同法第82条の2」を「若しくは同法第82条の2」に、「及び高度職業訓練」を「若しくは高度職業訓練」に改める。
- (7) 要綱4 支給額の(1)労災就学援護費ニ中「月額 39,000円」の下に「（ただし、通信制大学に在学する者にあつては、月額30,000円）」を加える。
- (8) 要綱5 支給期間の(1)労災就学援護費イ中「労災就学援護費の支給の申請が行われた月」を「労災就学援護費を支給すべき事由が生じた月」に改める。
- (9) 要綱11 経過措置の(1)労災就学援護費に次のように加える。

チ 平成20年3月31日以前に労災就学援護費を支給すべき事由が生じた者に係る支給開始月については、なお従前のおりとする。
- (10) 要綱11 経過措置の(2)労災就学保育援護費のロ中「トまで」を「チまで」に改める。

2 「労災就学保育援護制度の新設等について」（昭和54年4月4日付け基発第160号）の一部を次のように改正する。

- (1) 3 支給期間の(2)中「就労保育援護費の支給の申請が行われた月」を「就労保育援護費を支給すべき事由が生じた月」に改める。
- (2) 3 支給期間の(3)を次のように改める。
 - (3) 就労保育援護費を支給すべき事由が生じた月とは、要綱3の(2)イ～ホに掲げる者に該当するに至った日の属する月（その者が受けるべき年金たる保険給付に係る労働者災害補償保険法第8条の3第1項に規定する年金給付基礎日額が、同日において16,000円を超えており、同日後16,000円以下となつた場合にあつては、当該16,000円以下となつた日の属する月）とする。